

表2 『公用文作成の要領』、『公文規程』、『公文規程施行細目』の対比

	内容	例文(×印は、常用漢字表にない漢字であることを示す)	公文規程	公文規程施行細目	公文規程施行細目の例文
第1 用語用字について					
1 用語について					
	1 特殊なことばを用いたり、かたぐるしいことばを用いることをやめて、日常一般に使われているやさしいことばを用いる。	×稟請→申請 措置→処置・取り扱い 救援する→救う 懇請する→お願いする 一環として→一つとして 充当する→あてる 即応した→かなった		第3 4(1) 用語についての基本的留意事項 ア 特殊な言葉を用いたり、堅苦しい言葉を用いることをやめて、日常一般に使われている易しい言葉を用いる。	救援する→救う 懇願する→お願いする 一環して→一つとして 即応した→かなった
	2 使い方の古いことばを使わず、日常使いなれていることばを用いる。	×牙保→周旋・あっせん 彩紋→模様・色模様		第3 4(1) 用語についての基本的留意事項 イ 使い方の古い言葉を使わず、日常使い慣れている言葉を用いる。	彩紋→模様・色模様
	3 言いにくいことばを使わず、口調のよいことばを用いる。	拒否する→受け入れない はばむ→さまたげる		第3 4(1) 用語についての基本的留意事項 ウ 言いにくい言葉を使わず、口調の良い言葉を用いる。	遵守する→守る しゅんじゅんする→ためらう
	4 音読することばはなるべくさけ、耳で聞いて意味のすぐわかることばを用いる。	橋×梁→橋 ×塵×埃→ほこり 眼×瞼→まぶた 充×填する→うめる・つめる 堅持する→かたく守る 陳述する→のべる		第3 4(1) 用語についての基本的留意事項 エ 音読する言葉はなるべく避け、耳で聞いて意味のすぐ分かる言葉を用いる。	橋梁(×)→橋 充填(×)する→うめる 塵埃(××)→ほこり 陳述する→述べる 眼蓋(×)→まぶた 堅持する→堅く守る
	5 音読することばで、意味の2様にとれるものは、なるべくさける。	協調する(強調するとまぎれるおそれがある。)→歩調を合わせる 勸奨する(干渉する)→すすめる 衷心(中心)→心から 潜行する(先行する)→ひそむ 出航(出講)→出帆・出発		第3 4(1) 用語についての基本的留意事項 オ 音読する言葉で、意味の二様に取れるものは、なるべく避ける。	協調する(強調する)→歩調を合わせる
	6 漢語をいくつもつないでできている長いことばは、むりのない略し方をきめる。	経済安定本部→経本、中央連絡調整事務局→連調			
	7 同じ内容のものを違ったことばで言い表すことのないように統一する。	提起・起訴・提訴 口頭弁論・対審・公判		第3 4(1) 用語についての基本的留意事項	
2 用字について					
	1 漢字は、常用漢字表による。				
	(1) 常用漢字表を使用するにあたっては、特に次のことがらに留意する。				
	1 (省略)				
	2 外国の地名・人名および外来語は、かたかな書きにする。(一部省略) ただし、外来語でも「かるた」「さらさ」「たばこ」などのように、外来語の意識のうすくなっているものは、ひらがなで書いてよい。	イタリア スウェーデン フランス ロンドン等 エジソン ヴィクトリア 等 ガス ガラス ソーダ ビール ポート マージャン マッチ 等	第3条 3 公文の用字は、漢字・ひらがな及びアラビア数字を用いるものとする。ただし、外国の人名・地名その他特別の理由により必要があるものについては、かたかな又は外国文字を用いるものとする。	第3 5(2) 仮名 外来語又は外国(漢字が国語の表記に用いられる国を除く。)の地名、人名はかた仮名で書く。ただし、「かるた」「たばこ」などのような外来語の意識の薄くなっているものは、ひらがなで書いてもよい。	
	3 動植物の名称は、常用漢字表で認めている漢字は使ってもよい。(一部省略)	ねずみ らくだ いぐさ からむし 等 犬 牛 馬 桑 桜 等			